

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「日・ギリシャ租税条約」
著者 / 所属	西 あかね / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	465 号
刊行日	2024-4-12
頁	149-150
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

日・ギリシャ租税条約

1. 租税条約の概要

租税条約とは、企業等による国際経済活動について、国家間の税制の違いにより生じる二重課税や脱税・租税回避行為に対処し、自国の正当な課税権を確保することを目的に締結される国際約束である。

日本は2024年3月1日現在、86件(155か国・地域に適用)の租税条約等を締結している。

日本の租税条約は、経済協力開発機構(OECD)の「モデル租税条約」を基礎としており、規定される内容はおおむね共通している。具体的には、二重課税を除去するため、①投資先国(源泉地国)が課税できる所得(事業利得や投資所得(配当、利子及び使用料))の範囲や限度税率(課税の上限)を確定する規定、②条約の規定に適合しない課税をめぐる紛争解決のため、税務当局間の合意に基づいた相互協議手続・仲裁手続等を定めている。また、脱税・租税回避行為を防止するため、①税務当局間において租税に関する情報交換を行う規定、②相手国の租税債権の徴収を相互に支援する規定(徴収共助)、③租税条約の特典(免税等)の濫用を防止する規定等が設けられている。

2. 日・ギリシャ租税条約の概要

(1) ギリシャの概況と署名の背景

地中海における海運交通の要衝であるギリシャは、地理的にバルカン半島、中東、北アフリカと深い関係を有しており、海運業や観光業を主要な産業としている。

ギリシャでは、2009年に信用不安から経済危機が発生したが、欧州連合(EU)からの財政支援や国内の構造改革等を通じ、財政の健全化が図られてきた。こうした中、経済回復を見据え、ギリシャが積極的に進めてきた政策が、外国からの投資の呼び込みである。特に、一帯一路構想を進める中国に対しては、ギリシャのピレウス港の運営権を中国企業に売却するなど、経済的に依存する傾向を強めていた。ギリシャはEU諸国の中でも依然として中国との良好な関係を保っており、2022年8月3日のギリシャと中国の外相会談では、ギリシャ側から今後も中国からの投資を歓迎する意向が示されている¹。

しかし、近年は、中国依存の脱却を図るEU諸国と足並みをそろえる姿勢を見せている。2020年には、ギリシャのミツオタキス首相が、高速通信網「5G」の整備をめぐり、中国の通信機器大手である華為技術(ファーウェイ)を締め出すと明言した²。同首相は、2023年の経団連との懇談会において、中国からギリシャへの関心が薄れていることについて言及した上で、現在ギリシャはインド太平洋地域との経済関係の発展を図っていると、日

¹ 共同通信社編『世界年鑑2023』(共同通信社、2023)412頁

² 「欧州、対中依存から『脱リスク』」『朝日新聞』(2023.10.18)

本からの投資拡大に期待を示した³。

日本との関係においては、2023年1月30日の日・ギリシャ首脳会談で「戦略的パートナーシップに関する日・ギリシャ首脳共同声明」が発出された。同声明では、海運業の振興を最優先とする一方で、技術革新、エネルギー、観光、医薬の分野における二国間投資・貿易を促進する意思が再確認された。中でもギリシャは、ロシアによるウクライナ侵略以降エネルギー源の多様化を図っており、日本に対しても累次エネルギー分野への投資を呼びかけている。

2023年現在、商社、船舶関連会社等37社の日系企業がギリシャに進出している。日本としては、ギリシャの結ぶ租税条約が、日本を除くG7諸国、中国、韓国等約55か国・地域との間で発効済みである中、ギリシャとの投資・経済交流を促進するため、両国間で租税条約を早期に締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高める必要があった。こうした状況を踏まえ、日・ギリシャ両国政府は2019年5月に政府間交渉を開始し、2023年1月の実質合意後、同年11月1日、日・ギリシャ租税条約に署名した。

(2) 日・ギリシャ租税条約の主な内容

日・ギリシャ租税条約は、おおむねモデル租税条約の内容に沿ったものとなっている（表を参照）が、船舶の運用により取得する利得について、例外的な規定を設けている。モデル租税条約においては、運用する企業の居住地国においてのみ課税を許容することとしているが、日・ギリシャ租税条約においては、居住地国による課税を原則としつつも、船舶が居住地国ではない方の締約国に登録されている場合には、その登録国においても課税を許容することとしている。これは、海運大国であるギリシャの事情を踏まえたものである。

表 モデル租税条約と日・ギリシャ租税条約の主な内容の比較

項目 条約	事業利得 ※1		船舶の運用により 取得する利得	投資所得 ※1			相互協議		税務当局間の 相互支援		特典の 濫用 防止
	AOA ※2			配当	利子	使用料	仲裁 手続	情報 交換	徴収 共助		
モデル 租税条約	○	○	企業の居住地国のみ課税を許容	(親子会社間) 5% (その他) 15%	10%	免税	○	○	○	○	○
日・ギリシャ 租税条約	○	-	船舶が居住地国ではない方の締約国に登録されている場合には、登録国にも課税を許容	(親子会社間) 5% (その他) 10%	(政府受取等) 免税 (その他) 10%	5%	○	○	○	○	○

※1 投資先国（源泉地国）が課税できる所得

※2 OECD承認アプローチ（AOA）：恒久的施設に帰属すべき事業利得の算定方法に係る規定であり、課税対象とする利得を明確化することを目的としている

（出所）外務省資料、財務省資料及びOECDのホームページを基に筆者作成

にし
(西) あかね・外交防衛委員会調査室)

³ 「ミツオタキス・ギリシャ首相一行との懇談会を開催」『週刊経団連タイムス』No. 3580 (2023. 2. 23) <http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0223_01.html> (2024. 3. 28 最終アクセス)